

公益社団法人富山県法人会連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人富山県法人会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、富山県富山市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、全国組織である公益財団法人全国法人会総連合及び県内で活動する公益社団法人会（以下「法人会」という。）と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
 - (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
 - (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
 - (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
 - (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
 - (6) 法人会が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業を支援する事業
 - (7) 法人会の充実発展に資する事業
 - (8) 法人会会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業
 - (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、おもに富山県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、富山県内に事務所を有する法人会とする。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出することにより入会することができる。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の権利義務)

第8条 会員は、本会の事業活動につき、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(退 会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損しまたは本会の目的に反する行為があったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対して総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 解散または事業の閉鎖

(会員名簿)

第12条 本会は、理事会において別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動が生じた都度、これを訂正するものとする。

第4章 総 会

(構成)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれもすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、この定款に別段に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会員総数の5分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったときは、会長はその日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、会員に 1 個ずつ付与する。

2 会員は、前項により付与された議決権を行使するため、その権利を行使する者(議決権行使者)を総会に出席させる。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総議決権の過半数を有する議決権行使者が出席し、出席した議決権行使者が有する議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事の内から選出した議事録署名人 2 名が署名または記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員 等

(役員の設定)

第 21 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 40 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、4 名以内を副会長とし、1 名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般財団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会においてこれを選定する。

3 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者または 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事または監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて遅滞なく行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総括執行する。

3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の常務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補充のために選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 3 前2項の取り扱いに関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(責任免除)

第29条 この法人は、役員が「法人法」第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から最低責任限度額を控除として得た額を限度として免除することができるものとする。

(顧問及び相談役)

第30条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会において選任又は解任する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項についての会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 本会に理事会を置き、理事の全員をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 各種の規則、規程並びに基準の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長をもってこれに当る。

(議決権)

第36条 理事は各1個の議決権を有する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 委員会等

(委員会)

第40条 本会の事業を推進するため、任意の機関として理事会の決定により委員会を設けることができる。

2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(連絡協議会)

第 41 条 本会の事業を推進するため、任意の機関として理事会の決定により、青年部会連絡協議会及び女性部会連絡協議会を設けることができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 本会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。また、これを主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 44 条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に法令の意定める期間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 総会・理事会等の議事資料

(4) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 前項に掲げる帳簿及び書類等の備え付け並びに閲覧については、法令の定めによる。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲り受け)

第 45 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。重要な財産の処分または譲り受けを行おうとするときも同様とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 46 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議により変更することができる。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条1項に規定する事項については、予め行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第48条 本会は、総会の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為を行うときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事由によるほか、総会において会員の3分の2以上の決議により解散をすることができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に規定する法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に規定する法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て会長がこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告)

第53条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、富山県において発行する北日本新聞に掲載する方法による。

第13章 補 則

(細 則)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める公益法人の設立の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は橋本敏宏とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始の日とする。